

## 第三次生物多様性国家戦略（抜粋）

### 第3節 自然再生

#### （基本的考え方）

残された貴重な自然の保全を強化することに加えて、衰弱しつつある生態系を健全なものに蘇らせていくため、過去に損なわれた自然を積極的に再生することが重要な課題となっています。平成13年7月には、総理主宰の「21世紀『環の国』づくり会議」報告で自然再生型公共事業の推進が提言され、同年12月の総合規制改革会議の答申でも、多様な主体の参加による自然再生事業の推進が位置づけられました。同年3月の「釧路湿原の河川環境の保全に関する検討委員会」提言を受けて、専門家、NPO、行政の連携により開始された釧路湿原の再生事業は、多様な主体の参加による自然再生事業のさきがけとなるものです。

こうした流れを受けて、平成14年3月に策定された新・生物多様性国家戦略では、今後展開すべき施策の3つの方向のひとつとして自然再生が位置づけられ、一方的な自然資源の収奪、自然の破壊といった関わり方から、地域の環境ポテンシャルに応じて国土全体の生態系の質を高めていくという方向に転換すべきとの認識のもとに、関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力による自然再生事業が開始されました。

また、この自然再生に関する施策を総合的に推進するために自然再生推進法が制定され、平成15年1月に施行されました。この法律の特徴として、消失・劣化した生態系の回復自体を目的としていること、構想・計画の策定を地域で組織化された協議会が行うボトムアップ方式を採用していること、順応的管理という考え方を事業実施の基本としていることの3点が挙げられます。

自然再生推進法の施行を受けて、平成15年4月に自然再生基本方針が閣議決定されるとともに、荒川太郎右衛門地区や釧路湿原を皮切りに全国各地で自然再生協議会（以下「協議会」という。）が発足し、平成19年6月に発足した中海を含めて、平成19年11月現在、全国19の協議会が組織化されています。森林、草原、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁など、多様な生態系が自然再生の対象となっています。平成19年11月現在、16の協議会で自然再生の目標や対象区域など自然再生の全体的な方向性を定める自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）が作成されています。また、全体構想のもと、個々の自然再生事業の内容を明らかにする自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成19年11月現在、8協議会において14の実施計画が作成されています。このように、新・生物多様性国家戦略で自然再生を提案してから5年を経て、自然環境調査や全体構想の作成という段階から、具体的な実施計画の作成、多様な生態系を対象とした自然再生事業の本格的な実施へと移行しつつあるといえます。

自然再生推進法に基づき、政府として自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関による自然再生推進会議を設けると同時に、

この連絡調整及び実施計画への助言を行う際に意見を聴く自然再生専門家会議を設けています。これまでの自然再生専門家会議における自然再生の枠組みに関する主な意見は次のとおりです。

- ① 将来にわたり常に人為的な働きかけが必要ということにならないよう、自然の復元力やサイクルを考慮した方法とすること
- ② 自然再生は始まったばかりであり、事例の積み重ねが必要であること
- ③ 事業実施地区の上流側だけではなく、海域も含めた下流側の生態系とのつながり、沿岸域も含めた流域圏との関係も考慮すること
- ④ 効果的な自然再生の推進のためには、国土全体という広域的な視点からの取組が必要であること

自然再生の取組については、地域の多様な主体の連携、地域の自主性の尊重と透明性の確保、科学的知見に基づく実施、順応的な進め方、自然環境学習の場としての活用など、自然再生推進法の基本理念にのっとり、調査、構想・計画策定から事業実施、モニタリング、事業評価、事業内容の柔軟な見直しに至る事業のプロセスに沿って、長期的な視点に立ち着実に進めていく必要があります。また、実践事例を通じた技術の向上、広域的観点からの自然再生の展開、民間団体や民有地における自然再生活動の支援などの課題に取り組むと同時に、自然再生推進法が施行後5年を経過することを受けて施行状況を検証し、より効果的な事業推進のために必要な措置を講じていきます。

## 1. 自然再生の着実な実施

### (施策の概要)

関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生の取組をより効果的に促進するため、全国における自然再生の実践事例を通じて技術的知見の集積を進めます。また、各地で実施されている自然再生の取組への理解を広げ参加意識を高めるため、地域住民などを対象として自然再生の必要性に関する普及啓発活動を行います。

### 1. 1 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

#### (現状と課題)

自然再生事業については、関係行政機関により、上記協議会に関する事業も含めて、全国144か所(平成18年10月現在)で実施されています。このうち、環境省に関する事業としては、釧路湿原やサロベツにおける「湿原再生」、大台ヶ原における「森林再生」、阿蘇における「草原再生」、竜串や石西礁湖における「サンゴ群集の再生」など、国立公園7地区における直轄事業を実施するとともに、国定公園及び国指定鳥獣保護区における交付金事業により12地区での地方公共団体の事業を支援しています。これらの事業実施に際しては、関係省庁、地方公共団体、NGO、専門家、地域住民など多様な主体の連携、協働に努めています。また、平成19年度から新たに国指定鳥獣保護区の生息環境改善のための保全事業を直轄事業として行うことになり、平成19年度は、

宮島沼など4地区で事業を実施しています。

このようにさまざまなタイプの生態系を対象として、自然再生事業が進められつつあります。事業の実施に際しては、対象とする生態系の特性、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえ、かつ科学的知見に基づき順応的に進めることが必要となりますが、現在のところこれらに必要な技術的知見の蓄積は十分ではありません。このため、自然の復元力に委ねる手法、再生された自然環境を自律的に存続させる手法、自然と調和したきめ細かで丁寧な手法などの科学的知見に基づく実施手法や事業着手後におけるモニタリング手法、その結果を科学的に評価する手法などの順応的管理手法に関する自然再生のさまざまな技術の向上を図る必要があります。その際、自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要です。

また、自然再生事業の実施にあたっては次の点に留意することが必要です。

第一に、自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要です。この中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要です。その際、自然の変動や攪乱(かくらん)攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切です。

第二に、残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要です。このため、当面の局所的な絶滅を防ぐなど、短期的で対症療法的な対策を進める一方で、劣化要因とその複合的作用の把握を踏まえた根本的な対策を検討、実施することが必要です。

第三に、自然再生事業は、自然環境の保全・再生、生物多様性の確保、地球環境の保全への寄与、地域の社会経済の活性化など様々な効果が期待されます。これらの効果について、事業実施後のモニタリングなどを踏まえ把握・分析することにより、適切な事業評価を行うことが必要です。

### (具体的施策)

- 森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、釧路湿原やサロベツにおける湿原の再生、榎野川河口域における干潟、石西礁湖におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 自然再生事業において想定される様々な効果について、適切に評価する手法を整備するため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。(環境省)

## 1. 2 自然再生に関する普及啓発の推進

### **(現状と課題)**

自然再生の取組が必要な地域において、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NGO などの幅広い理解を得て、参加意識を高め、ていくための普及啓発活動を効率的かつ効果的に実施することが課題となっています。

### **(具体的施策)**

- 自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、今後5年間で自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに10か所増やすことを目指します。(環境省)

## **2. 自然再生の新たな取組の推進**

### **(施策の概要)**

自然再生の新たな取組の推進に向けて、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、全国的、広域的な視点から生態系ネットワーク構想の具体化を図ることを目指した自然再生事業を展開していきます。また、多様な主体の参加、協働をより一層活発化していくうえで、民間団体や民有地における自然再生活動の支援方策を検討します。さらに、自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、法の施行状況の検証及び自然再生基本方針の見直しを行います。

### **2. 1 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進**

#### **(現状と課題)**

現在、自然再生事業については、各地域の自主的な発意を尊重して協議会が立ち上げられており、全国的、広域的な視点に基づき、自然再生が展開される条件が十分には整っていません。このため、国土の自然環境のあり方に関する長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに、関係省庁の施策の連携により自然再生を計画的に実施していくための仕組みづくりが重要となります。

#### **(具体的施策)**

- 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)」

## 2. 2 民間団体など及び民有地において実施する自然再生活動への支援

### (現状と課題)

自然再生事業は長期的な視点に立って広範囲な地域を対象として行うものであることから、地域の民間団体や地域住民など多様な主体の参加・協力が欠かせません。しかし、自然再生事業の実施者は、現状においては行政が主体となっている場合が多いのが実情です。協議会の事務局を担っている民間団体が6団体あり、また協議会の構成員として積極的に参加する民間団体も増えつつあります。こうした地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが対象地域内の民有地も含めて自主的かつ積極的な活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間企業の協賛・連携、公的資金・民間資金による支援、土地所有者との調整に対する支援などが必要となっています。

### (具体的施策)

- 民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。(環境省)

## 2. 3 自然再生推進法施行状況の検証及び自然再生基本方針の見直し

### (現状と課題)

自然再生推進法については、法施行後5年を経過した時点において、各地域における事業実施状況や新たな課題などを検証し、これらの検証結果に基づき必要な措置を講ずることとされています。また、自然再生基本方針については、自然再生事業の進捗状況などを踏まえて、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。

### (具体的施策)

- 自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検証、検討を加え、その結果に基づいてより効果的な事業推進のために必要な措置を講じます。また、これと併せて自然再生基本方針の見直しを行います。(環境省、農林水産省、国土交通省)